

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

73期(2019/令和元年)

驚きと感謝の1年間

会員 田口 ゆり (73期)

私たち73期修習の最大の特徴は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を最初に受けた期ということである。

第2クールの折り返し地点を過ぎた頃に発令された緊急事態宣言により自宅待機となり、全日程を通所で過ごすことができたのは第1クールのみであった。

それでも、1年間の修習期間はかつてないほど楽しく、充実した日々で、弁護士4年目を迎えた今でも、懐かしく思い出している。

それまで長く会社員として過ごしてきた私は、まずは導入修習から緊張していた。同期たちとは二回り近く歳が離れており、全く会話ができなかったらどうしよう、と不安ばかりが募っていたが、大らかな同期たちのおかげで、こんな心配は初日に消え失せ、新人研修のような仲間意識と少しばかりの緊張感とであったという間に実務修習を迎えた。

私の修習地は東京で、第1クールは民事裁判所であった。裁判官室に入る機会は二度とない、貴重な体験である。書記官室にある記録はどれでも拝見でき、疑問に思ったことは、どんなに稚拙な質問でも即座に教えていただける、解らないことが許される、新人時代に還ったようで、毎日が刺激的であった。

緊急事態宣言は、弁護修習中に発令された。前日に事務局より「明日からは自宅待機」というメールが届き、自宅待機って何をすれば良いのか、修習を全うできるのかと不安に思っていたところ、すぐにZoomでの修習が開始され、弁護士会の機動力に驚かされた。Zoomの修習の際には、事務局の方が

セットアップのために弁護士会館に出勤されており、未だワクチンもなく、毎日新型コロナウイルスの感染者数が増加する中、私たちの修習をバックアップして下さることにただ頭が下がる思いであった。

半分ほどしか事務所に通うことができなかったが、指導担当弁護士からはご自身がどのような案件をどのように対応したかを、詳しく話していただいた。また、指導担当以外の弁護士からも声を掛けていただき、今まで触れることのなかった案件の打合せや期日に同席させていただいて、大変勉強になったうえ、期の近い弁護士には付きっきりで起案対策をしていただいた。事務所の女性弁護士とは今でも年に1回はお酒を飲み、つい先日は旅行にもご一緒した程で良いお付き合いが続いている。この事務所に配属されたことは何よりも幸いであった。

刑事裁判所には、緊急事態宣言が明けてから登庁することができた。自宅待機中に起案の記録と答案の受渡しのため2回登庁したが、いつもは混雑している霞ヶ関が人影もまばらで、地下鉄は1車両に1人しか乗っていないという初めて見る光景に驚いた。

検察修習では、修習生室の人数を調整するために2日登庁して1日自宅待機という日程であったが、常に同じ班の修習生と同じ案件に取り組むことから共に過ごす時間が長く、大変楽しく過ごすことができた。

コロナウイルスの感染直撃という厳しい状況下ではあったが、多くの方に支えられたことに感謝し、世の中の状況に驚いた1年間であった。できることなら、もう一周したいと密かに思っている。